

全員協議会次第

平成28年10月18日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
齊藤事務局長

2. 挨拶
菊地議長

3. 協議事項
(1) 静岡県(藤枝市)原子力災害広域避難計画について
(2) 教育委員会からの報告

4. 報告事項
(1) 議会広報広聴常任委員会
(2) 議会運営委員会
(3) 入間東部地区消防組合議会
(4) 入間東部地区衛生組合議会

5. その他
(1) 議員期末手当について

6. 閉 会 (10:23)
岩城副議長

平成28年10月18日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 井田和宏
議員 吉村美津子
議員 内藤美佐子
議員 山口正史
議長 菊地浩二

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 安澤豊
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 抜井尚男
副議長 岩城桂子

欠席議員

なし

説明者

自治安心課長 伊東正男
教育委員会教育長 桑原孝昭

自治安心課副課長 小川智東

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局書記 山崎るり子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、菊地議長よりご挨拶をお願いいたします。
○議長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。本日は定例の全員協議会ということで、早朝よりご参集をいただきましてありがとうございます。また、週末にはいろいろ行事がありまして、土曜日には3回目になる地域連携避難訓練ということで、各議員の皆さん、ご参加をいただきましてありがとうございます。回数を重ねてきて、やはりいろいろ課題等も見受けられたかと思えます。それらについては、今後議会側からもいろいろ意見、提案をしていただきたいというふうに思います。

また、日曜日から30日までの期間で三芳町の文化祭が始まりました。各地、コピスですとか、公民館で行われますので、住民の皆さんの力作をぜひ皆さん、ごらんいただきたいというふうに思います。

そして、きょうが昼からかな、下でロビーコンサートがあります。余り知られていないと思うのですが、やることになっていまして、実はその控室が隣でセッティングをされていまして、もしかしたらその音色が聞こえてくるかもしれませんけれども、その点ご了承いただきたいと思えます。

きょうは、この後午後から毛呂山のほうに行って、入間郡の議員研修があります。また、その前にも厚生文教常任委員会が予定されていますので、協議事項たくさんありますが、皆さんのスムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○事務局長（齊藤隆男君） ありがとうございます。

それでは、早速協議事項に移りたいと思えます。進行につきましては議長、よろしくお願ひいたします。

◎静岡県（藤枝市）原子力災害広域避難計画について

○議長（菊地浩二君） それでは、協議事項に入ります。

まず、自治安心課からの報告ということで、協議事項1、静岡県（藤枝市）原子力災害広域避難計画についての説明をお願いいたします。

○自治安心課長（伊東正男君） 今議長さんからもお話がありましたとおり、先日の地域連携避難訓練、おかげさまで無事に開催することができました。ご協力ありがとうございました。きょうは貴重なお時間を頂戴いたしまして、静岡県（藤枝市）原子力災害広域避難計画について、埼玉県から各自治体に説明がありましたので、その範囲で内容についてご説明を申し上げたいと思えます。座った状態で失礼いたします。

資料のほうごらんになっていただければと思えますけれども、昨年度からの経緯ということで、1枚目の資料にもございますように、茨城県東海第二原発及び静岡県浜岡原発の双方の原子力災害を想定した広域避難の協議が県レベルで進められてきたところでございます。県外避難、それぞれの県外への避難が生じたときの埼玉県内の市町村への避難民の受け入れに関して説明がされてきたところでございます。

本日はその中で茨城県のほうの、ここにありますとおり、埼玉県には5万5,000人を要請とありますが、今のところ三芳町にはこの避難については影響がないという話で聞いておりますので、静岡県の原子力発電所に関係する避難計画について、聞いている範囲でご説明を申し上げたいと思います。

なお、本案件につきましては、県や近隣市町村ではまだ議会説明が不十分なところも、あるいはされていないところも可能性もありますので、情報の取り扱いにはご配慮をお願いできればありがたいというふうに思っております。

資料にありますとおり、これは改正災害対策基本法86条の9に、広域避難、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限りは受け入れなければならないとされているところでございます。この法令に基づく計画というふうに考えております。

この中で、埼玉県内への避難計画案の提示が県から説明がございました。茨城県につきましては、埼玉県には5万5,000人、静岡県につきましては埼玉県に29万人という協議がされているということでございます。それぞれ避難の中では防護措置を講じまして、避難県民に対する措置、その上で県外へ避難するというところで、そこに概要が書かれてございます。避難退域時の検査ですとか、除染、それから安定ヨウ素剤の配布・服用などが計画の中に盛り込まれているということでございます。

1枚めくっていただきますと、これはこの今申し上げている、読み上げている資料につきましては、平成27年、昨年7月時点での茨城県、静岡県が作成した資料でございます。この時点では、それぞれ避難元となる自治体が列記されておりまして、避難先1と、それから右側に避難先2というふうにございます。避難先1というのは、原子力災害が単独で発生した場合ということで、おおむね静岡県内とその直近の県が記されております。右側の避難先2のほうは、大規模地震との複合災害が起こった場合、それだけでは足りないという状況になった場合に、県外への避難としまして、一番上のところに県外（関東甲信地方）というふうに記載されたところでございます。これは平成27年7月時点での情報でございました。

これが説明されたのが、この時点ではなくて、もう少し後になってから自治体への説明、我々に説明があったわけなのですが、その次のページをめくっていただきますと、もう少し具体的になってまいります。この資料、ここからの資料は、平成28年、ことしに入って左上のほうに説明会資料とありますが、3月23日時点での説明会の自治体へ説明された内容でございます。おおむねここまでの内容についてしか我々には情報はございませんので、それ以上の協議が進んでいるかどうかもちよっとわからない状況ですので、ご容赦いただければと思いますが、こちらは三芳町へも影響があるとされております静岡県の焼津市・藤枝市の避難先の調整案ということで示されたものでございます。

下の地図をごらんになっていただければわかりますとおり、県同士で調整した中で、三芳町に影響があるのは、避難元となるのは藤枝市という調整案が示されたところでございます。県の県央から県西部に具体的に避難先が絞り込まれてきたところでございます。県の東部のほうは焼津市の避難先というふうになっております。

次のページをごらんになっていただければと思いますが、三芳町に影響がある避難元となる藤枝市の計画の基本方針として県のほうから説明がございました。藤枝市の位置は、ごらんの地図にあるとおりでございます。

1ページめくっていただきますと、上の段のほうに藤枝市の概要とあります。浜岡原発の位置につつまし

ては、その地形のとんがった先のところ、そこに浜岡原発、そしてそこから藤枝市の位置がわかると思います。

P A Z、5キロ圏内から、31キロ圏内でしたか、藤枝市の一部がそこにかかる、UPZという圏内にかかっているということでございます。避難の対象となるのは、このUPZというふうに認識をしているところでございます。

続いて、下の段は藤枝市の概要で、これは放射性物質の拡散のシミュレーション結果が示されております。

右側のほうのページに移りますと、同様の放射性物質の拡散のシミュレーション、下の段は国が示す、準じた状態で5キロ圏内、31キロ圏内、それぞれの対応措置、原発施設の事故の状況に応じた対応、判断基準などが示された一覧でございます。基準表でございます。放射線のレベル、その状況、段階によりまして措置が講じられる国の基準となっております。

次のページでございますが、藤枝市が予定する避難先ということで、先ほど最初に申し上げました単独災害時は、県外では神奈川県が示されております。複合災害時について埼玉県がその候補地というふうになってございます。とはいっても、これは埼玉県が、県の説明では埼玉県が大きな被害を、複合災害で地震の関係で大きな被害を生じた場合には、受け入れ困難ということもあり得ると、この辺は埼玉県のほうの判断が大きいかなというふうに考えております。埼玉県のほうで受け入れが可能というふうになった場合には、複合災害の場合には埼玉県に避難してくるという流れになるかと思っております。

次のページですけれども、右側のページ、広域避難のイメージということで、上下に分かれて書かれておりますけれども、下のほうの段をごらんいただければと思います。広域避難のイメージの下のほうです。自宅、職場、これは避難民が県内、県外、向こうからすれば県外ですね、埼玉県に避難してくるイメージ図となっております。自家用車には指定避難所からバスなどによってということになっておりますけれども、県外に出るときに、高速のパーキングなどを想定しているような話でしたけれども、避難退域時の検査場所、検査の場所を設けまして、簡易除染、検査済証を発行したり、県外に出る前に状況によりまして安定ヨウ素剤の配布・服用もあるというふうに聞いております。

右側の避難先自治体、一番右のほうの点線の枠で囲った避難先自治体、これが例えば三芳町といたしますと、中心のどこかに経由所を求められております。経由所、目印となるところを経由いたしまして、自治体のほうで確保いたしました避難先の施設に分かれていくというイメージで考えられているところでございます。

この避難先施設というのも県のほうで例示されておまして、学校であれば体育館であろうと。あとは公共施設として公民館などを例示されたところでございます。

次のページでは、藤枝市の避難等の単位ということで、こちらは何とか地区、何とか地区というふうにご覧いただけますけれども、UPZ内の地区からの避難というふうに想定は、説明があったと思っております。この辺は確実に円形に放射性物質が拡散するというところではないですので、必ずしもこの範囲の地区が避難ということになるかどうかは何とも言えないところがあるかなと思っておりますが、この中のいずれかの地区の受け入れということになるかと思っております。

今後の検討事項というふうに埼玉県を通じても示されておりますけれども、避難経由所をどこにしておくのか、最終的な体育館などの避難場所について、その開設・運営についてはどうしていくのか。恐らく藤枝

市の職員も駆けつけるという話ではございますが、すぐに駆けつけられるわけではないというふうに思いますので、一定の期間その開設・運営は避難先の自治体のほうで何らかの業務が生じてくるものというふうに考えられます。

県のほうで候補として示されている学校の体育館ですとか、公民館ですとか、三芳町では地域防災計画の中で指定避難所なり、広域一時滞在施設なりとされておりまして学校の体育館ですとか、公民館などが想定されるというふうに考えております。逆に言えばそれしかないかなというふうに考えております。

次の最後のクリップどめをしたページですけれども、これは大変申しわけございません。最初に冒頭に申し上げた理由で、近隣の市町村名まで入ってしまっております。議会等に対して説明がされていない可能性が非常に高いですので、申しわけございませんが、他自治体に配慮いたしまして、後で回収をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

県から以前調査がございまして、避難所のそれぞれの自治体の指定避難所あるいは公共施設を想定したときのその収容可能人数を教えてくださいという連絡が、調査がありまして、その調査に基づきますと、調整原案になっておりますけれども、三芳町が割り振られるとしたらその1,243人、藤枝市の中の1,243人という避難者数が、多分ある地区の人口なのだろうというふうに思いますけれども、これが最大避難者数の想定として藤枝市のほうでは考えたいと。県を通してそのような調整案が示されたということでございます。

避難者数の最大数、これは今の三芳の防災計画の1つ前の防災計画では、町内の最大避難者数1,400人というふうに見込んでおりましたので、数字としては調査のところでもそうでしたけれども、不可能な数字ではないということでございますけれども、ただ受け入れと、現実に受け入れとなりますと、さまざまな課題が生じるのかなというふうに思います。

これらにつきまして、先般町の重要政策会議の中で説明をしたところでございますが、その中の協議の中で本部長、町長のほうからも議会に対しては説明をしておいたほうがいだろうというお話がございまして、本日に至ったところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地浩二君） では、今の説明を聞いて、余り答えられないことのほうが多いのですかね。それでも、一応聞いておきたいというのがあれば、伺いたいと思っておりますが、吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

1点だけちょっとお願いしたいのですけれども、今地球温暖化のほうの災害のほうも異常気象で気になるところで、そちらのほうの対策というのならわかるのですけれども、これ、実際に廃炉にすればこういう計画というのは全く必要ないと思うのですけれども、なぜ今この県のほうからそういう説明がされたのか、そのことについて伺います。

○議長（菊地浩二君） 要するに廃炉にしても終わるまでは何十年かかるわけなので、その間の計画は必要だということでもいいのですよね。

○議員（吉村美津子君） 今なぜこの県のほうの説明があった、なぜ今説明がされたのか、わかれば結構です。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 済みません。私のほうからはちょっとお答えできないことが多いかなと思

います。法律に基づいて静岡県から埼玉県にこうした計画をつくっているの、協議をしたいという申し入れがあったということです、静岡県側がどのようにその原発のことを考えているのかについては、私のほうではちょっとお答えをすることができません。申しわけございません。

○議長（菊地浩二君） ほかに。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これもちょっとお答え難しいかなとも思うのですが、その大規模地震等の複合災害の場合にこちらのほうに避難してこれられるという計画のようなのですけれども、大地震、大規模地震の場合ですと、こちらでも被災する可能性は十分にあるわけですね。そのようなことも考えての計画なのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 同時にこちらでも被災した場合には、被災の程度にもよるかもしれませんが、これは県同士の協議、その時点での県同士の協議になるかなというふうに思います。ただ、計画だけはつくっておいて、その被災の状況によって受け入れということになるかなと。県のほうからの説明では、今議員さんおっしゃられたとおり、大きな災害が埼玉県でも起こっているという状況の中では、それは困難であろうというふうな説明は聞いております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 先ほど正当な理由がない限り、受け入れなければいけないというようなお話もありましたけれども、例えばこちらのほうも被災して大変な状況であれば、このような事由に当たるということなのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 十分にそれに当たるかなというふうに法律上は読めるところでございますけれども、実際にその判断基準というのは、ちょっと私どものほうでは持っておりませんので、申しわけございませんが。

○議長（菊地浩二君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

もう一点なのですが、安定ヨウ素剤の服用とか、そういうことをちらっとおっしゃったようですが、それはその避難元の自治体が用意するものなのでしょうか。それとも、こちらの受け入れの自治体で用意するものなのでしょうか。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） お答えします。

静岡県の広域避難計画の中にそのように記されているということでございますので、県外に避難する前の措置であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

多分これ東南海をある程度想定したものだと思うのですが、万が一発生した場合、国も当然のことながら、財政措置は講じるとは思いますが、それがこちらに回ってくるよりも、静岡が優先されていくと思うのですよね。三芳としては、受け入れるためにはそれなりの整備でお金もかかってくると思うので、今後、やはりこの計画とともに町の財政調整基金のコントロールをきちっとしないと、受け入れることもできなくなる場合もあるので、そこは十分にいろんなところで話し合っていて、コントロールが本当に必要だということ認識、職員の方も認識していただきたいと思いますが。

○議長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） ご指摘のとおりだと思います。いわゆる求償ですとか、避難に係る経費は後で請求できるとかいろいろありますけれども、ただ一時的には財政負担が生じますし、避難先である受け入れ側の財政措置が全く不要だというふうには考えておりませんので、当然財政的なバックボーンがないと、これは計画そのものが遂行できないというふうに考えておりますので、今後も重要政策会議などで財政的な部分についても協議が必要だというふうに考えます。

以上です。

○議長（菊地浩二君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（菊地浩二君） では、なければ、協議事項1をこれで閉じたいと思います。

暫時休憩します。

(午前 9時55分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午前 9時58分)

◎教育委員会からの報告

○議長（菊地浩二君） 引き続き、協議事項第2、教育委員会からの報告ということで、教育長お願いします。

その前に、暫時休憩します。

(午前10時02分)

○議長（菊地浩二君） では、再開いたします。

(午前10時03分)

○議長（菊地浩二君） 以上で教育委員会からの報告を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時03分)

○議長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前10時03分）

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（菊地浩二君） 続いて、報告事項に入ります。

報告事項1、議会広報広聴常任委員会からの報告をお願いします。

山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 山口です。

議会広報広聴常任委員会から3点ほど報告がございます。まず、ふれあい座談会の件なのですが、以前から委員会のほうで検討はしていたのですが、次の議会運営委員会の報告もあると思うのですが、政策形成サイクルを実行していくということで、そこで住民の方からの政策提案を受けるといことがございまして、そうしますと従来どおりのふれあい座談会で本当にいいのかということで、ここを抜本的に見直す方向で検討に入っております。まだ内容的にはこれからなので、どうなるかわからないのですが、来年の4月からということになりますと、かなり時間的にも切迫していますので、急いである程度の結論は出したいと思いません。場合によっては、結論によっては、大幅な班構成の変更がある場合もありますので、ご承知おきください。

次に、議会だよりのほうの原稿の件なのですが、今回機種依存文字というものがありまして、それが原稿のほうに入って、一般質問の原稿の中に入りまして、それを検討しました。字としては「(株)」という字だったのですが、それ以外にもいろいろ機種依存文字というのございまして、既に案内が出ている中でもちょっともう使えないようなもの、使っていないようなものもありますので、全面的に今見直しております。広げる方向で今検討は進めておりますが、全部機種依存文字というのいろいろありまして、マック版だとか、ウィンドウズ版だとか、最近ですとユニコードが主体になっていますが、そこにはかなりいろんな種類の機種依存文字があります。これ、全部を使うわけにはいかないの、その中でも使える文字を抽出することで、委員会のほうで検討を始めております。

3番目ですが、きょうの配付資料の中にもあります三芳町議会本会議録画像貸し出し要領というのがありますが、DVDを貸し出すということでの内容です。これに関して、ホームページにDVDの貸し出しの要件を載せました。どこに載せたかといいますと、今のホームページ、右側にボタンがありますが、その中に「議会情報」というのを1つつけて、そこにその旨、この要領も含めて掲載しております。

また、広報162号、来月発行の162号にもその旨の告知を載せてあります。

ちょっと住民の方から聞かれた場合に気をつけていただきたいのは、貸し出しを要請されてすぐには貸し出せない、ちょっと準備が必要なので、その時間はとっていただきたいということで、その旨もホームページのほうへ載せてありますが、作成するのにちょっと時間かかるので、申し込まれてその日とか、その翌日とかというのはちょっと無理なので、大体2週間以内に貸し出すという形で運用をするということになっております。

以上が委員会からの報告です。

○議長（菊地浩二君） ただいまの委員会からの報告につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を終了いたします。

◎議会運営委員会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、議会運営委員会からの報告をお願いします。

抜井委員長。

○議会運営委員長（抜井尚男君） 皆さん、おはようございます。ご指名をいただきましたので、報告をさせていただきます。

今、広報広聴の委員長より若干説明をしていただきましたが、きょうの報告は、資料が皆さんお手元にあると思いますが、いわゆるその皆さんご了解いただいていると思うのですが、図書館でDVDを、本会議を見れるようになっていきます。ただ、図書館のはこれ貸し出しはしておりませんので、町民の方から貸し出して、見たいという要望がありましたので、ご存じかと思いますが、インターネット中継を予定をしております。まだ予算がついておりませんが、そこまでの措置としてDVDの貸し出しをするというようなことを決めさせていただきました。

ここにあるように、9月の29日に議長から決裁をいただいておりますので、もう貸し出しを、正確なことを言いますと、皆さんお話ししたと思うのですが、開始しております。要領をここに付けさせていただきました。そして、申込書とございますが、今山口委員長からありましたように、図書館のDVDをつくってあるものを貸してほしいという要望があったときに、またさらにコピーをしてつくるものですから、いきなり来て貸してと言ってすぐ貸し出せるものではありませんので、基本的には詳細については事務局に尋ねてもらうようにご説明していただければ、それでいいかなというふうに思っております。いずれにしましても、申し込みいただければDVDの貸し出しをするというふうに決めさせていただきましたので、よろしくお願いします。

それともう一点、今同じく山口委員長からありましたけれども、皆さん各会派でいろいろ議論をいただいていると思いますが、政策提言、来年度から町民とともに行政政策提言というのを今計画をしているところでございます。その中で、今ありました議会報告会にもその政策提言に関する内容のことを行っていただけないだろうかということをお話をさせていただいて、それを協議していただいているところであります。始まるとなると、皆さんにもいろいろなご負担がかかるかと思いますが、これも三芳町議会前進のための計画とございますので、ご協力をいただきたいというふうに思います。詳細は、各会派から議会運営委員会に皆さん委員として出られていますので、委員の皆さんはよく存じ上げていると思いますので、ご確認は各委員に、無所属の方は私に直接聞いていただいても結構でございます。

以上が議会運営委員会からの報告でございます。よろしくお願いします。

○議長（菊地浩二君） ただいまの議会運営委員会からの報告につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で議会運営委員会からの報告を終了いたします。

◎入間東部地区消防組合議会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、入間東部地区消防組合議会からの報告をお願いします。

小松議員。

○議員（小松伸介君） 小松です。

私のほうから消防組合のことについて報告をさせていただきたいと思います。まず、9月の16日に消防議会の議運が開かれまして、そこで決定した事項について報告をさせていただきます。

過去に何度か議論してきたことなのですけれども、議場へのタブレットパソコンの持ち込みについてということで議論をしてみりました。この9月の16日の議運でこれが決定をいたしまして、持ち込みが可能ということで決定をいたしました。ただ、期日につきましては、来年の4月からということで、一部条件をつけて、条件をつけたのですが、一応タブレットパソコンの持ち込みが可能ということで決定をさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

また、9月の23日に定例会が開かれまして、平成27年度の決算について審議をいたしました。済みません。きょう資料をちょっと忘れてきてしまいまして、後日レターケースに皆さんのところに内容を書いたものを入れさせていただきますので、それをもって報告とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菊地浩二君） では、皆さん、後日レターケースに入るとお思いますので、それをご参照いただきたいと思います。

以上で入間東部地区消防組合議会からの報告を終了いたします。

◎入間東部地区衛生組合議会

○議長（菊地浩二君） 続きまして、入間東部地区衛生組合議会からの報告をお願いします。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。

報告させていただきます。平成28年9月30日10時より、入間東部地区消防組合消防本部にて第2回入間東部地区衛生組合議会定例会が開かれました。第15号議案 平成27年度入間東部地区衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、第16号議案 入間東部地区衛生組合公平委員会の選任についてが審議され、第15号議案、一般会計歳入歳出決算においては、歳入総額7億8,812万2,687円、歳出総額6億2,300万423円、差引額1億6,512万2,264円となり、繰越明許費繰越額は1億2,646万2,000円、実質収支額3,866万1,000円となりました。なお、繰越明許費繰越額においては、富士見市しののめの里周辺の道路拡幅整備費としてでございます。

資料をお配りしました。しののめの里の利用報告書でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（菊地浩二君） ただいまの報告に対しまして、何か質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で入間東部地区衛生組合議会からの報告を終了いたします。

◎その他

○議長（菊地浩二君） その他に入りますが、まず皆さんから何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、私のほうから。その他、1で議員の期末手当についてであります。

議員の期末手当ですけれども、今4.2カ月分ですが、人事院勧告が8月の8日にありました。その中で議員のほう、こちら国家公務員ですよ、基本的には国家公務員が4.3カ月分にすべきという勧告がありました。それに準じまして三芳町の職員も4.3カ月にする方向で今検討がされています。それに伴って議会のほうでもどうするかというのをこちらを議会運営委員会のほうで検討協議をしていただきたいというふうに考えています。

議会運営委員会なので、各会派から代表が出ているかと思えます。無所属の方に関しましては、意見等があれば私のほうに提出をしていただきたいと思います。それを議会運営委員会のほうに諮りたいと思えます。もし改正することになりましたら、12月1日が基準日になりますので、その前に改正等をしななければいけないということで、この後申し上げますけれども、12月定例会の開会が11月の29に予定しておりますので、そのときに先議をするということになります。

ただし、去年もそうだったのですけれども、まずは国家公務員のほうが先と、当然人事院勧告なので。ただ、今臨時国会が開かれています、そちらのほうで可決されれば変わるということで、審議が今されていない状況で、予定にも今上がっていないということです。まだ流動的になりますけれども、前回と同じように年が明けてからになる可能性もあるということで、これにつきましては今後の経過を見守っていただきたいと思えます。

議員の期末手当につきましては以上ですけれども、何か質問がありますでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今お話を聞いた、一応確認なのですけれども、私は今会派に所属していませんので、私、意見等があった場合は、私が議長に、これは口頭でいいのですか、書面のほうがよろしいのですか。

○議長（菊地浩二君） どらでも構いませんけれども、残るものとしてはやはり文書のほうがいいかなと思えます。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

○議長（菊地浩二君） ただ、文書だけ出されても通じるかどうかわからないというのであれば、ご説明もともにいただければと思えます。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

○議長（菊地浩二君） でいいですか。

あと、議会運営委員会に限らず、傍聴もできますし、あと委員長の許可があれば委員外議員としての参加もありますので、そちらの制度を使っただけであればと思えます。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、以上で議員の期末手当についてを終了いたします。

続いて、12月の定例会については、議運や広報広聴常任委員会でも申しあげましたけれども、再度確認のため申しあげますが、さかのぼっていきますと、11月の29日火曜日に今開会を予定しています。議会運営委員会、会期日程、運営方法を定める議会運営委員会は、23日が祝日のため、21日月曜日になります。一般質問の通告書の提出期限、これが11月の16、17です。議案書の配付が11月14日を予定しています。

それで一般質問の通告書ですけれども、誰ということではないのですけれども、質問時間60分に見合った質問量で通告をお願いしたいと思います。これは通告をされれば執行部の職員さん、みんなそれに対しての答弁をしっかり用意してきます。そのための時間も費やすことになりますので、たくさん質問を残されると、やはりその時間無駄だったなということになりかねませんので、時間に見合った質問量ということでお願いします。誰ということではないです。

12月の定例会につきまして、何かご質問ありますでしょうか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 済みません。ちょっと報告だけしておきます。

11月の全協で報告するつもりでもいたのですが、11月に全協がない場合もありますので、ちょっとこの場をかりて広報広聴常任委員会のほうから報告します。

12月の定例会においては、駅頭のチラシの配布はございません。できるだけ早くチラシのほうは作成しますが、それはポスター掲示用のチラシになります。でき上がり次第、皆さんにご連絡いたします。議運が終わってから一般質問の内容を入れたものを裏面に刷ったものを準備はしますが、これは各自自由に配っていただくものなので、その必要な枚数は事務局のほうに連絡していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地浩二君） 以上、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（菊地浩二君） では、定例会については以上とさせていただきます。

12月定例会閉会日なのですけれども、こちらを今執行部との懇親の場を持とうというふうに考えています。というのも、3月では時間が持てないというところもありますので、12月のうちにやっつけてしまおうと思います。定年される方、定年だけではなくて、2年の任期満了の方もいらっしゃると思いますので、残り少ない中で懇親の場を深めていただければと思います。こちらはあくまでまた自由参加ということですが、皆さんのご参加を期待しています。

続きまして、次回の予定ですけれども、11月15日を予定しています。今ちょっと話にもありましたけれども、議案というか、協議事項が全然なければなしにする可能性もありますけれども、恐らくやりそうだなと思います。

ということで、皆さんから何か、ほかになれば協議事項、報告事項、全て終了となりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（菊地浩二君） では、以上とします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） 大変お疲れさまでございました。

それでは、閉会につきましては岩城副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（岩城桂子君） それでは、皆様、早朝より定例の全員協議会お集まりいただき、ありがとうございました。慎重審議をいただきまして、今回協議事項、また報告と、大変ございましたけれども、それぞれスムーズな進行の中で終了させていただきました。

これからまた終了後に厚生文教常任委員会、それから入間郡の町村議会議員研修会が毛呂山で、12時30分にこの1階のところで集合、出発ということになっておりますので、時間厳守でお集まりいただければと思っております。

朝晩大変冷え込んでまいりました。風邪を引いている方もいらっしゃるということで、どうかお体のほうご自愛いただきまして、また12月定例会も間もなくという形になりますので、どうかよろしくお願いいたしますと思います。

以上で全員協議会を終了させていただきます。

大変にお疲れさまでした。

（午前10時23分）